

高齢者施設等運営事業者 代表者 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

### 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止について（通知）

養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数は全国的に増加しており、本市においても、虐待に及んだ介護職員の逮捕事案が発生するなど、養介護施設従事者等による高齢者虐待は絶えない状況です。

高齢者虐待は決してあってはならないことであり、各事業者におかれましては、その防止に向けて積極的に取組みを進められていることと存じますが、下記事項を確認のうえ、引き続き、職員の日頃の接遇、態度に虐待の芽がないか気を配るとともに、組織一丸となって、権利擁護や虐待防止意識の醸成、労働環境の改善等を推進し、高齢者虐待防止の徹底に努めてくださいますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 夜勤帯の事案について

近年、夜勤帯に重大な傷害を負わせる事案が発生しています。夜勤明けに入所者の怪我等の異常を発見した場合は、経緯を十分に調査、確認してください。合わせて、人員が手薄になりがちな夜勤従事者の負担を軽減するため、適切なシフトの設定の他、困り事を話し合える環境を整備し、組織として課題の共有やチームケアの取組みの推進をお願いします。

##### 2 身体的拘束等について

適正な手続きを経っていない身体的拘束等は虐待にあたります。身体的拘束等は原則禁止であり、「当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」の適正な手続きを経た限りで認められることにご留意ください。

また、身体的拘束等の適正化にあたっては、厚生労働省作成の「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」（令和7年3月）をご活用ください。

##### 3 通報義務について

養介護施設従事者等は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならないとされています。

養介護施設等は、職員に対し、虐待発見時の通報義務、連絡先等の周知を行うことが必要です。経営者・管理者層は、日頃から職員の勤務態度やサービスの提供状況を把握する等、虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、職員からの報告等により虐待（疑い）を発見した場合は、自ら通報義務を負うことを自覚する必要があります。

高齢者虐待防止法において、通報者保護に関して規定されていることと合わせて、職員に通報義務を周知徹底してください。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する福岡市の窓口は、下記問合せ先のとおりです。

**【通報者保護に関する規定】**

- 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならない（高齢者虐待防止法第21条第6項）。
- 高齢者虐待の通報を行った従業者等は、通報をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けない（同法第21条第7項）。
- 市町村の職員は、通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない（同法第23条）。

**4 その他**

**(1) 高齢者虐待防止措置未実施減算について**

令和3年度の基準省令、市条例の改正により、全ての介護サービス施設・事業者の高齢者虐待防止措置を義務付ける（3年間の経過措置期間を経て6年度より義務化）とともに、6年度の介護報酬改定において、当該措置を講じていない場合に、基本報酬を減算する「高齢者虐待防止措置未実施減算」\*が導入されています。法令等を確認の上、必要な措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施等）を講じてください。

\* 居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く

**(2) 身体拘束廃止未実施減算について**

施設系、居宅系、短期入所系、多機能系サービスは、身体的拘束等を行う場合におけるその態様及び時間、その際の入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない理由の記録がない場合、又は身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が導入されています。法令等を確認の上、必要な措置（緊急やむを得ない理由の記録、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等）を講じてください。

**(3) 介護保険事業者研修のご案内**

福岡市では介護保険事業者研修として、高齢者虐待防止、権利擁護、アンガーマネジメントなどの研修を実施しておりますので、積極的にご活用ください。なお、今年度の募集につきましては、一部終了のもの、募集前のものがあります。

**【今後の募集スケジュール】**

研修テーマ	研修形態	募集期間（予定）	開催日（予定）
アンガーマネジメント	WEB研修 (リアルタイム)	R 7. 9～	R 8. 2. 6
高齢者の権利擁護と成年後見制度	WEB研修 (録画配信)	R 7. 7～R 8. 2	申込後、選択した期間 (約1か月) で視聴可能
高齢者虐待と身体拘束廃止		R 7. 9～R 8. 2	
認知症の医学的知識			

**【問合せ先】**

福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課  
施設指導係 在宅指導係  
〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1  
TEL : 092-711-4319 FAX : 092-726-3328  
E-mail:shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp